

「宮城県津波対策ガイドライン」の改正の概要

平成 29 年 10 月 12 日
宮城県総務部危機対策課

1 沿革

平成 14 年度～平成 15 年度

- 宮城県津波対策連絡協議会 (H14. 10 設置)
「宮城県津波対策ガイドライン」(津波避難計画策定指針)の策定に着手
- 「宮城県津波対策ガイドライン」(H15. 12 策定)
 - ・「津波避難対策推進マニュアル検討報告書」(平成 14 年 3 月消防庁)

平成 23 年度

- 「宮城県津波避難のための施設整備指針」(H24. 3 策定)
宮城県津波対策ガイドラインを引用し、津波避難計画の要素を取り入れながら、復興に向けたまちづくりにおける避難場所・津波避難ビル等、避難路、避難誘導サインの検討に用いることを想定し策定
 - ・「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」
(H23.9 中央防災会議専門調査会)
 - ・「津波防災地域づくりの推進に関する法律」(H23.12 国土交通省)
 - ・「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」(H23.12 国土交通省)

平成 25 年度

- 「宮城県津波対策ガイドライン」(H26. 1 改定)
 - ・「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」(H25.3 消防庁)
 - ・「宮城県津波避難のための施設整備指針」(H24.3 宮城県)

2 今回の見直しの端緒

(1) 平成 28 年 11 月 22 日福島県沖を震源とする地震による津波

※ 沿岸 15 市町ごとに避難勧告や避難指示の出し方にばらつきがあったほか、車避難による渋滞が発生するなどの課題が明らかになった。

(2) 「避難勧告等に関するガイドライン」の策定 (H26. 9, H29. 1 内閣府)

※ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改定し、標記ガイドラインが策定され、避難勧告等の発令基準が、津波注意報発表時においても避難指示を発令するよう改正された。

(3) 「水害ハザードマップ作成の手引き」の策定 (H28. 4 国土交通省)

※ 従前、洪水、内水、高潮・津波に分かれていた各ハザードマップ作成の手引きを統合・改定し、住民目線での「災害発生前にしっかり勉強する場面」・「災害時に緊急的に確認する場面」を想定した水害ハザードマップの作成や、浸水深ごとの配色の統一等がなされた。

(4) 「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」の策定 (H29.3 内閣府)

※ 平成 25 年 6 月に災害対策基本法等が改正され、市町村長による指定緊急避難場所の指定制度が平成 26 年 4 月 1 日から施行されたが、水害に対する適切な指定緊急避難場所の指定が進んでいないことから、指定緊急避難場所の指定が完了していない市町村や、指定に苦慮している市町村の理解を深め、その適切・迅速な指定を促進することを目的に、策定された。

(5) 「津波避難ビル等に係るガイドライン」の廃止 (H29.7)

※ 「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について (技術的助言)」平成 29 年 7 月 5 日府政防第 825 号内閣府通知
津波避難ビル等について、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定され、国土交通省において、H23 年に避難施設の構造基準等が新たに示されたことや、災害対策基本法の改正においても指定緊急避難場所の規定が追加され、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」が策定されたことなどにより、同ガイドラインが廃止された。

3 主な見直し事項

(1) 宮城県津波対策ガイドラインの改正

- 津波警報・情報等に関する改正
 - 2.10 気象庁が発表する津波に関する警報・情報等
気象庁の発表情報等に関する項目を全面的に改めた。(P9～P18)
- 避難勧告等の発令基準の改正
 - 3.2 避難対象地域の指定
「3.8 避難指示 (緊急) の発令」の改定に併せ発令エリアについて追記した。(P20)
 - 3.8 避難指示 (緊急) の発令
避難勧告等の発令基準について「避難勧告等に関するガイドライン」(H26.9, H29.1 内閣府) を反映し記載を改めた。(P65, P66)
- 指定緊急避難場所、避難経路等の指定・設定の改正
 - 3.4 指定緊急避難場所等、避難経路等の指定・設定
 - ・ 「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(H29.3 内閣府) や「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について (技術的助言)」(H29.7 内閣府通知) 等により整理された指定緊急避難場所 (津波避難ビルを含む。) について記載を改めた。(P35～P37)
 - ・ 「水害ハザードマップ作成の手引き」(H28.3 国土交通省) で示された浸水深ごとの配色の統一等について追記した。(P36)
 - ・ 「原則徒歩避難」について強調する記載に改めた。(P41)

(2) 資料編の作成

- 今後、市町等の津波避難計画策定を支援するため、新たに「資料編」を設け、「避難対象エリアの指定事例」、「避難計画策定ワークショップの運営事例」等の事例集を作成する。
- ※ 事務局において、本編改定作業終了後、随時資料を収集し配付予定

(3) 宮城県津波避難のための施設整備指針の廃止

- 平成 26 年 1 月「宮城県津波対策ガイドライン」の改定において、同施設整備指針掲載事項の大部分が、同ガイドラインに記載されたことから、今回の宮城県津波対策ガイドラインの改定作業に併せ廃止する。